

# 平成30年度会費の額及び納入方法

(一般社団法人 東京都トラック協会 城東支部)

参  
考

## 第1 会費の額

### 1、本部会費

(1)店頭割会費:1店社 月額 2,600円とする。

### (2)車両割会費

※当該年度の4月1日現在、東京運輸支局に登録した事業用自動車の数を基準とし、次によりそれぞれの区分により計算した金額を月額とする。  
但し、小型車に換算した車両数6両までについては、車両割会費は徴収しないものとする。

| 小型車に換算した場合の車両規模 |            | 1両当り |
|-----------------|------------|------|
| 7両から            | 20両までについて  | 150円 |
| 21両から           | 50両までについて  | 140円 |
| 51両から           | 100両までについて | 130円 |
| 101両から          | 200両までについて | 90円  |
| 201両から          | 600両までについて | 80円  |
| 601両以上について      |            | 70円  |

(3)入会金:協会に新規加入の際、徴収する。  
1事業者 50,000円

### 2、支部会費

(1)店頭割会費:1店社 月額 3,000円とする。

(2)車両割会費:小型車換算 1両当り 月額100円とする。

注1:大型車とは、道路運送車両法施行規則第2条に定める種別中の普通自動車及び大型特殊自動車をいう。

小型車とは同法施行規則第2条に定める種別中の小型自動車及び軽自動車をいう。

注2:小型車換算とは、大型車1両につきこれを小型車2両に換算することをいう。

## 第2 納入方法

上記会費は原則として1年を4期に分け、次により支部に納入するものとする。

| 対象期間           | 納入期日    |
|----------------|---------|
| 第1期 (4月～6月分)   | 4月末日まで  |
| 第2期 (7月～9月分)   | 7月末日まで  |
| 第3期 (10月～12月分) | 10月末日まで |
| 第4期 (1月～3月分)   | 1月末日まで  |